

一時保護について

資料3-4

配偶者等からの暴力に関する相談について

保健福祉政策課、生活福祉課、障害福祉課、保険年金課、健康増進課、高年介護課、地域包括支援課、こども家庭支援課、子育て支援センターふるいち、子育て支援センターむかいの、市民課、支所、人権文化センター、市民協働ふれあい課、経済労働課、学校教育課、教育研究所、生涯学習課、次世代育成課、青少年児童センター、人権推進課

○配偶者等からの暴力相談件数 【資料3-5 参照】

令和3年度 108 件	令和4年度 115 件	令和5年度 149 件
うち一時保護した件数		
令和3年度 1 件	令和4年度 2 件	令和5年度 21 件
うち障害者からの相談件数		
令和3年度 8 件	令和4年度 19 件	令和5年度 34 件
うち生活保護受給中の相談者件数		
令和3年度 8 件	令和4年度 19 件	令和5年度 31 件

○羽曳野市 市民課で把握している支援措置数【資料3-5 9～12 参照】

令和3年度 349 件	令和4年度 340 件	令和5年度 361 件
-------------	-------------	-------------

○令和6年度「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行

- ・生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化
- ・適切に支援を行うため庁内の連携も強化されてきている。⇒ 重層的支援【セクションをまたがって支援し続ける 途切れない支援】

羽曳野市役所での重層的取り組み

- ・DV 支援一覧表【資料3-6】によって重層的な支援につなげる
- ・相談主管課 ⇔ 関係課 との情報共有

相談者に対して多方面から 途切れない支援ができる

○一時保護事例1 性被害者 家庭破綻による支援者不在 障害者 生活困窮

○一時保護事例2 DV 被害者 妊婦 生活困窮 DV 家庭への引き戻し（長期相談）